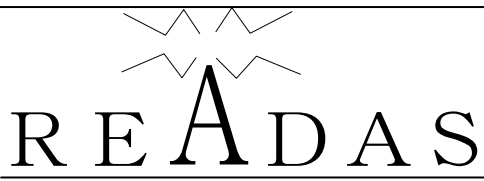


第 6031 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 8月30日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 土地取得の際に支払う未経過期間分の固定資産税

**Q**：会社で土地を取得しましたが、その際に支払った固定資産税の未経過期間分は、どのような取扱いになるのですか？

**A**：土地の取得価額に含めます。

### 【解説】

会社が購入した土地の取得価額は、その土地の購入代価と（仲介手数料などを含む）その土地を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額とされていますが、次に掲げる租税公課などの支出は、土地の取得に関連して支出するものであっても、その土地の取得価額に算入しないで、損金の額に算入することができます。

- ①不動産取得税
  - ②特別土地保有税
  - ③登録免許税その他登記のために要する費用
- ところで、固定資産税の納税義務者は、その土地の1月1日現在の所有者とされており、ご質問のケースにおける本来の納税義務者は、あくまで前所有者となることから、土地を購入した法人が支払う未経過期間に相当する固定資産税の精算金は、単に土地の売買代価を構成するものにすぎません。

したがって御社の場合、その固定資産税相当額は、損金の額に算入することはできず、土地の取得価額に含めなければなりません。

